

広島県告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十二年七月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市美ノ郷町三成字万燈山一二〇の三、一二二の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅